

佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に基づく指名停止情報

措置業者	所在地	指名停止期間	備考
株式会社 A P I	佐賀県佐賀市	令和8年5月13日～令和8年7月12日 (2か月)	前記事業者は、令和8年4月23日に佐賀市が行った佐賀市消防団小型動力ポンプ付積載車（普通車2WD／1台・軽自動車4WD／1台）の指名競争入札において、落札したにもかかわらず契約締結を辞退した。 このことは、措置要領別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
前田建設工業株式会社	東京都千代田区	令和8年6月19日～令和8年8月18日 (2か月)	前記の事業者の九州支店社員は、八代市が発注した八代市庁舎建設工事の入札に関し、八代市議らに対し、贈賄行為を行った。 なお、前田建設工業株式会社九州支店社員の贈賄行為については、公訴時効が成立している。 このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。